

No.07-11 (R8.2.17発行)

県内で流通している食品を 検査しています！ Vol.1

山形県では、食品衛生監視指導計画に基づき、県内で流通・販売されている食品の安全性を確保するために、衛生研究所や食肉衛生検査所などの機関で様々な検査を行っています。

本号では、食品の残留農薬の規制と検査結果についてお伝えします！

食品の残留農薬の規制について

【残留農薬とは】

農薬を使用した結果、農作物等に残った農薬のこと。
農作物や農薬ごとに残留基準が定められている。



● 残留基準はどうやって決められているのだろう・・・？

食品衛生法で人の健康を損なうおそれのない量を設定

考え方① **一日摂取許容量** (ADI: **A**ceptable **D**aily **I**ntake)
: 人が一生涯にわたり毎日摂取しても健康に
影響がないと考えられる一日あたりの摂取量。

考え方② **急性参照用量** (ARfD: **A**cute **R**eference **D**ose)
: 人が短期間 (24時間以内) に通常より多く摂取し
ても健康に影響がないと考えられる摂取量。



動物による毒性試験で、「健康に影響がない」とされた値に、
さらに安全係数の100で割って算出します。

残留農薬検査について

令和7年度は、農産物64検体（8品目×8検体）及び冷凍加工野菜16検体の計80検体の検査を実施。※アスパラガスは7検体、なすは9検体すべて不検出でした。

品目	検体数		検査結果
	県内産	県外産	
レタス	0	8	すべて不検出 食品衛生法の 基準に適合 
キャベツ	0	8	
ほうれんそう	0	8	
すもも	6	2	
アスパラガス	5	2	
りんご	6	2	
なす	1	8	
だいこん	3	5	
小計	21	43	

品目	検体数		検査結果
	県内産	県外・外国産	
冷凍加工野菜 （ ブロccoliリー いんげん さといも ほうれんそう かぼちゃ ）	0	16 北海道産 九州産 中国産 タイ産 エクアドル産	すべて不検出 食品衛生法の 基準に適合

来年度も県内に流通する食品の検査を引き続き実施してまいります。

◆お問合せは：防災くらし安心部 食品安全衛生課 TEL:023-630-2677